

坂戸市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要領

（趣旨）

- 1 熱中症による健康に係る被害の発生防止を目的とし、気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）を市町村長が指定できるようになりました。

クーリングシェルターとは、熱中症特別警戒アラート発表時に、市民、その他の者が暑熱を避けるために開放される施設であり、市では公共施設のほか、民間施設にもクーリングシェルターとしてご協力いただきたいと考えております。

つきましては、クーリングシェルターを運用し、市と共に、熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

（指定施設の実施内容）

- 2 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。
 - （1）施設の出入り口等、見やすい場所へのクーリングシェルターである旨を表示した掲示物の掲示
 - （2）冷房施設の適切な管理
 - （3）休憩用の椅子、ソファ等の準備（既存の物で可）
 - （4）熱中症特別警戒アラート発表時のクーリングシェルターの開放
 - （5）飲料購入場所の案内（問い合わせがあった場合）

（応募資格）

- 3 応募資格は、市内に所在する施設で、次の条件を満たすことができる施設とします。
 - （1）適当な冷房施設を有する施設
 - （2）熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、市民その他の者に無料で開放できる施設
 - （3）利用者が滞在する際、適切な空間を保つことができる施設
 - （4）施設情報を市のホームページに掲載できる施設
 - （5）利用者が熱中症予防のために、飲食することが可能な施設

（施設運用期間）

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒アラート運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とします。なお、運用できる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

（応募方法）

- 5 別紙応募用紙に必要事項を記載の上、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって、坂戸市立市民健康センター成人保健係に提出してく

ださい。

(提出後の流れ)

6 応募用紙提出後の流れは、次のとおりとなります。

- (1) 坂戸市立市民健康センターで、坂戸市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）応募用紙を受理
- (2) 応募した民間施設と指定基準（適当な冷房設備、開放スペース等）について確認及び調整
- (3) 気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に係る協定書を締結
- (4) 坂戸市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定
- (5) 掲示物等の配布
- (6) ホームページ等で公表

問合せ先

〒350-0212

坂戸市大字石井2327-3

坂戸市立市民健康センター

電話：049-284-1621

FAX：049-284-3939

E-mail:sakado55@city.sakado.lg.jp